

うへの東ニュータウン

汚水処理施設の利用規約

大洋ホーム株式会社

株式会社ビクトン工業

汚水処理施設の利用規約

はじめに

株式会社ビクトン工業は当分譲団地内に設置される皆様共同使用の汚水（し尿、家庭用雑排水）処理施設の維持管理を平成7年より担当させて頂いています。皆様の生活にご不便なきように管理致しますので、次の点につき御注意下さいますようご協力をお願い致します。

この施設は活性汚泥法（生物酸化）による処理施設であり、皆様のご家庭からの排水（雨水は含みません）は、敷地内に設けられた汚水柵に集められ、道路下の汚水本管を流れて処理場に運ばれ、ここできれいに浄化され、河川に放流されます。

御利用上の注意

◎汚水処理施設は皆様の生活に欠かせない大切なライフラインの一部です。

異物、土砂、固形物、廃油等は絶対に流さないでください。

もし排水管がつまり、汚水・汚物の逆流が生じた場合、埋設管の引揚げ、清掃、貫通等の作業に多額の復旧費用が必要となります。

◎特に異物の流入により処理場のポンプ、機械等に故障が生じた場合、ご利用の皆様全体に多大なご迷惑と利用の制限をかける事になりますので予めご承知の上ご利用下さい。

◎皆様の敷地内の施設はそれぞれ個人のご負担となりますので時々清掃の上、異物を取り除いて下さい。

1.台所・浴槽

トラップ、排水口の目皿は使用后必ず清掃し、茶ガラ、米粒、厨芥残渣、髪の毛

等が排水管に流入しないよう注意して下さい。

2. 水洗便所

◎特にビニール袋、綿、布切、ウェットティッシュ、生理用品等を流しますと、排水管がつまり、汚水が逆流して使用出来なくなります。水に溶けにくいティッシュペーパーやウェットティッシュは使用せず、トイレットペーパーをご使用下さい。

◎便器や手洗器の掃除には中性洗剤または、トイレットクレンザーをご使用下さい。高濃度の薬品による掃除や消毒液の流入は汚水処理の浄化機能に著しい障害となりますので使用しないで下さい。

3. その他

異物（布・ビニール・割り箸・金属等）の流入により汚水ポンプ等装置に故障が生じた場合、多額の復旧費用と時間がかかり、皆様にご迷惑と経費の負担をかける事になります。

◎敷地内の排水管の掃除や修理にかかった費用は、皆様の個人負担となります。尚、排水本管や処理場施設に支障が生じ、その原因が明らかな場合も該当者又は利用者全員でのご負担となります。

規 約

当分譲団地の汚水処理施設は下記の規約事項に従って利用運営されます。施設に連結する土地所有者及び施設利用者を甲とし施設の維持管理業者株式会社ビクトン工業を乙とします。

1. 甲は施設の利用にあたり下記の事項を厳守する。

(1) 甲が施設の利用を開始する時は、所定の様式にて、甲に申し込まなければならない。乙は施設の維持管理に支障の無い限り、これを承諾する。

(2) 施設への放流は糞尿及び一般家庭からの生活雑排水のみとし、その他の汚水（薬品・化工廃液）産業系排水、雨水等は放流しないこと。

(3)甲が敷地内の配管及び中継柵の増設、移設又は改造を行なう場合は事前に乙の承諾を得ること。

2.乙は甲の放流するものが汚水処理に支障をきたすと認めた時は規約事項6に準じ施設の利用を禁ずることができる。

支障をきたすものとは、溶解性トイレトペーパー以外の紙、綿布等の繊維製品、不織布、ビニール、ゴム、タバコの吸殻、固定物、金属類、瓶類、書物、廃油、薬品その他これに類するものを云う。

尚以上の禁止物を流して下流の農林、水産物に被害を与えた場合は、この原因者がその補償をしなければならない。

3.施設の維持管理の区分は次の通りとする。

甲の負担……甲所有地内の下水管及び柵

乙の負担……上記以外の共同使用部分

4.甲は乙に対し施設の管理料金として、施設利用開始時より1か月1世帯当たり3,000円+税を支払う。(現行料金)

但し、敷地を個人住宅以外の用途に供する場合は乙が別に定める料金を支払う。

上記料金以外、次の事項が発生した場合、甲は共同で費用を負担するものとする。

(イ)通常の維持管理属さない大修理、機械の本体若しくは主要部分の取替に要する費用。管路の修理更新費用、下水道切替後の最終清掃費用。

(ロ)施設に対する公租公課。

5.料金は当月納めとし、乙の指定方法により納入する。

料金は毎月1日からの起算で、月中途からの利用開始または中止の場合でも1ヶ月利用されたものとして算定する。

6.甲が1か月以上料金を滞納した場合、甲が利用規約に背反した場合、乙は甲の施設の使用を禁止することが出来る。

この場合乙は甲の敷地内の共同使用部分（道路本管よりの引込管）を取りはずし、その費用は甲の負担とする。

7.乙は運営費の変動に応じて、甲と協議の上規約事項4の料金を変更することが出来る。

8.乙は専門管理者としての審議と注意とをもって施設の維持管理に当たるものとする。

但し天災、地変等乙の責によらない事由による損害については、甲は乙に対し、何らの補償も要求しないものとする。

9.甲が本契約事項に背反した場合、それによってこうむる乙の損害に対し、有形無形を問わず賠償の責を負う。

10.共同使用部分の施設及び管理主体を市町村その他の地方公共団体等に移管する場合は、甲、乙ともに無条件でこれを承認し、その運営に関する条件が適用されることとなった時は、本契約事項は自動的に消滅する。

11.本契約は甲が大洋ホーム株式会社又は株式会社大倉と取り交す宅地売買契約の成立と同時に締結し、甲が土地所有権等を他に譲渡したときは、この規約事項を当該権利者は継承するものとする。

12.本契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上誠意をもって、解決するものとする。

13.特記事項

公道下排水管および処理施設に関し、その管理に支障をきたす禁止物（利用上の注意事項）を流下した為に補修清掃等を行った場合、その費用は甲もしくは甲全員の負担とする。

備考

1.この規約は、使用開始の日から施行する。